

悲しみを力に、ともに生きる社会実現へ

県が共生憲章制定

**神奈川県議会議員
かながわ民進党 きしへ 都**

7月26日に発生し、19人 ました。議論の中で、「ともが死亡、27人が負傷した県に生きる社会」の実現をめ立津久井やまゆり園の惨事ざし、すべての人のいのち以来、県議会では、本会議、を大切にし、差別や偏見を常任委員会、予算委員会の排除するよう、県民総ぐる各会議で真摯な議論が重ねられています。

んだ憲章を制定することとなりました。策定にあたつ

質疑の中でも確認してき

ましたが、憲章制定は県の決意の新たなスタートであり、今後の共生社会の実現を図る施策、具体策が重要です。今後、会派としてその実現方策の手段として「共生社会づくりに向けた条例制定」を目指すべきと考えています。



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしへ都政務活動事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎ 045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>

招致し、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました。そして、10月14日の本会議で全会一致で可決されました。

憲章は、社会的な問題に